

県道大久保稲美加古川線改築工事（兵庫県加古川市神野町石守字広見地内から同市野口町水足字寸倍石地内まで）に関する事業認定理由

平成21年3月31日付けで兵庫県から申請のあった県道大久保稲美加古川線改築工事（兵庫県加古川市神野町石守字広見地内から同市野口町水足字寸倍石地内まで）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県加古川市神野町石守字広見地内から同市野口町水足字寸倍石地内までの延長176mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道大久保稲美加古川線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道大久保稲美加古川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県明石市大久保町大窪を起点とし、第二神明道路、

県道神戸加古川姫路線、県道宗佐土山線等と連絡し、同県加古川市加古川町篠原に至る延長約18.3kmの幹線道路で、兵庫県南部の東播磨地域を東西に連絡する重要な路線である。

しかしながら、本件区間における県道八幡別府線と平面交差する福沢交差点（以下「本交差点」という。）においては、右折車線が設置されていないため、右折車両が本線に滞留することにより直進車両及び左折車両の進行の障害となっており、車両の円滑な交通に支障をきたしている。平成19年11月に起業者が実施した渋滞長調査によると、本交差点を先頭に、午前中のピーク時には西方向に最大で700m、午後のピーク時には東方向に最大で550mの渋滞長が確認されている。

また、本交差点及びその西側における本路線には、歩車道の区別がなく、路肩も狭いため自転車と自動車の交通が輻輳するなど交通の安全性が著しく低下し、通学等の自転車が絡んだ交通事故が多発している。

本件区間は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項の規定に基づき、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定（平成21年国家公安委員会・国土交通省告示第1号）され、本件事業は、特定交通安全施設等整備事業として行われるものである。

本件事業の完成により、右折車線及び自転車歩行者道が設置されることなどから、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行ったところ、大気質及び振動について環境基準等を満たすものと評価されており、騒音については一部環境基準等を上回るものの、低騒音舗装の施工により、環境基準等を満たすものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者はこれらの措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に基づき、現道拡幅方式で右折車線及び自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に適合していると認められる。

本件区間におけるルートとしては、右折車線を設置するには、現道の拡幅が必要となるため、北側拡幅案（申請案）、両側拡幅案及び南側拡幅案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、支障物件が最も少なく、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、右折車線が設置されておらず、また歩車道の区別がなく、路肩も狭くなっており、交通混雑及び交通事故が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。